

四日市市告示第 557 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 11 月 9 日

四日市市長 森 智広

## 1. 発表事項

四日市市大字東阿倉川地内における土壤汚染について

## 2 発表内容

令和 5 年 11 月 8 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、トヨタホーム三重株式会社（四日市市十七軒町 9 番 1 号 代表取締役 永井宏明）から同社所有地（四日市市大字東阿倉川 51-3 他 1 筆）において、土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出によると、同社が当該地において宅地造成工事を進めるにあたり自主的に土壤を調査したところ、「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

また、土壤ガス調査において「ベンゼン」が検出されたため、濃度が高かった区画を代表地点として土壤溶出量調査を実施した結果、土壤溶出量基準を満たしていることを確認していますが、一部評価ができていない区画があるため、事業者が追加でベンゼンの土壤溶出量調査を実施します。

当該敷地では「砒素及びその化合物」をはじめ、特定有害物質の使用履歴がなかったことから、土壤汚染の原因は不明です。

なお、事業者が当該地においてボーリング調査を実施していますが、地下水は確認されなかったことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

### <土壤調査結果(溶出量)>

物質名	最大検出濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準
砒素及びその化合物	0.038mg/L(3.8倍)	0.01mg/L

## 3 事業者における今後の対応

(1) 汚染が発見された区画の土壤については、掘削除去工事を行う予定です。

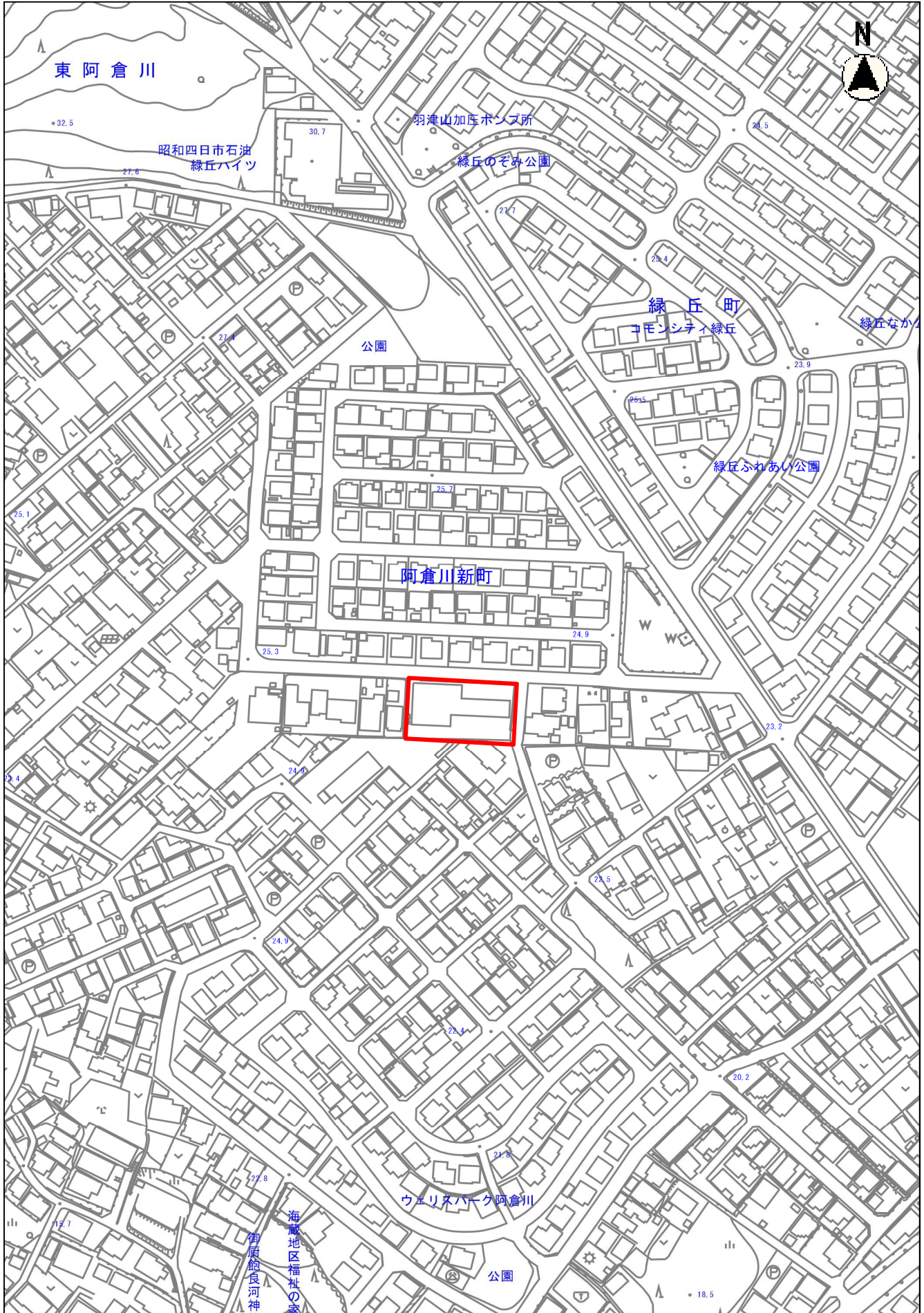
## 4 四日市市の対応方針

(1) 11 月 9 日に現地への立入調査を実施しました。

(2) 事業者による汚染土壤の掘削除去工事が適切に行われるよう指導していきます。

(環境部環境政策課)

# 地形図



この地図は三重県総合事務組合の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第99号)」

縮尺 1 : 2500

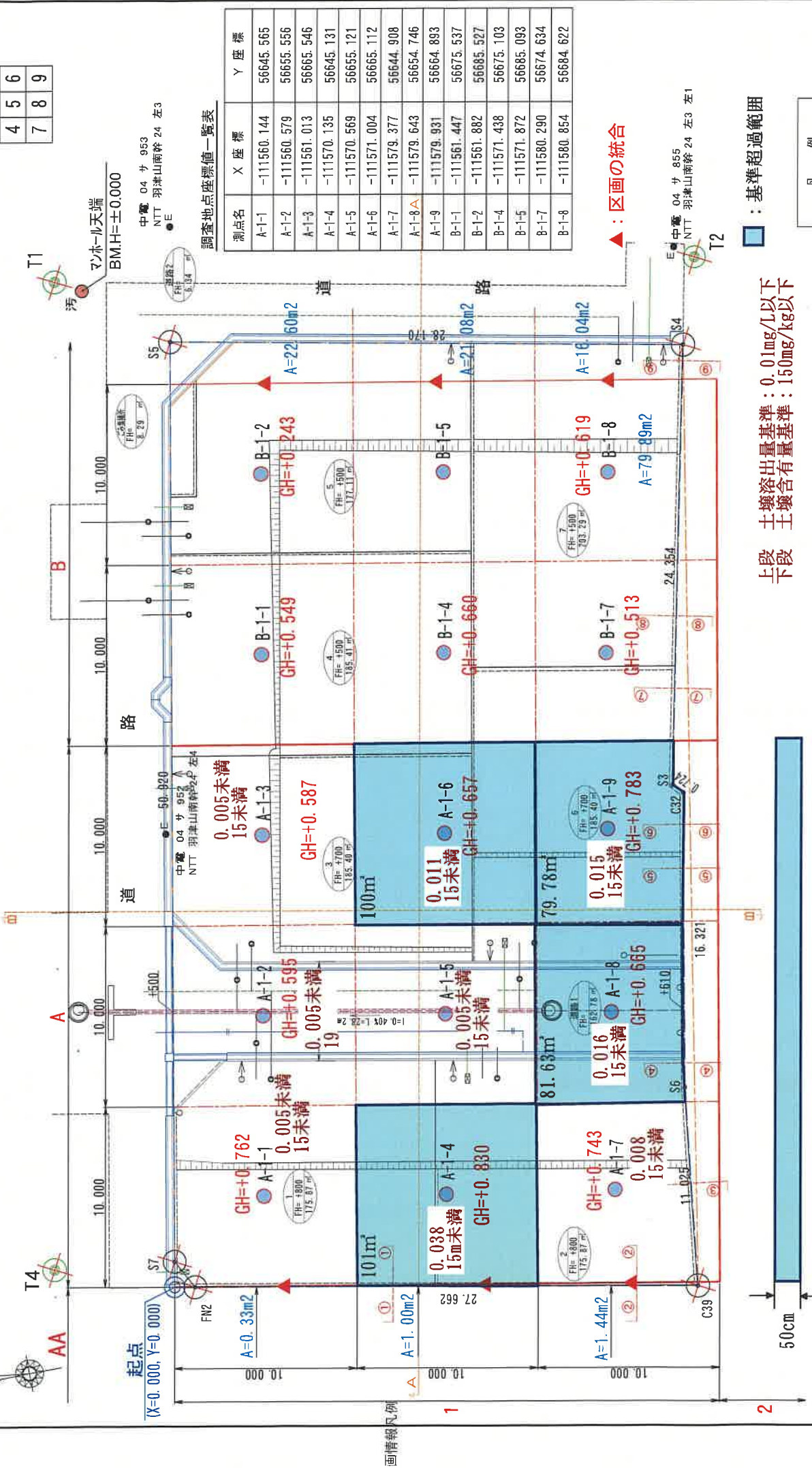
201505 0 10 20 30 40 50 60 70 80



\* 地積測量図(世界測地系)に基づく真北

一区画内の地点番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9



調査地点座標値一覧表

測点名	X 座標	Y 座標
A-1-1	-111560.144	56645.565
A-1-2	-111560.579	56655.556
A-1-3	-111561.013	56665.546
A-1-4	-111570.135	56645.131
A-1-5	-111570.569	56655.121
A-1-6	-111571.004	56665.112
A-1-7	-111579.377	56644.908
A-1-8	-111579.643	56654.746
A-1-9	-111579.931	56664.893
B-1-1	-111561.447	56675.537
B-1-2	-111561.882	56685.527
B-1-4	-111571.438	56675.103
B-1-5	-111571.872	56685.093
B-1-7	-111580.290	56674.634
B-1-8	-111580.854	56684.622

上段 土壌溶出量基準：0.01mg/L以下  
 下段 土壌含有量基準：150mg/kg以下

■：基準超過範囲

凡 例	
開発区域	---